



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 オーベクス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 栗原 則義
(コード番号 3583 東証 第二部)
問合せ先 執行役員管理部長 塚越 孝弘
(TEL : 03-6701-3200)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 132 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数（売買単位）を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。なお、本件にかかる定款一部変更は、会社法第195条第1項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上平成29年9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	15,463,116株
株式併合により減少する株式数	12,370,493株
株式併合後の発行済株式総数	3,092,623株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合の影響

株式併合により、発行済株式総数は5分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産額は5倍となります。なお、単元株式数の変更と株式併合を同時に行うことにより、当社株式の投資単位は従前に比べ2分の1の水準となりますので、株式市場での流動性が高まることが期待されます。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	1,419名（100.00%）	15,463,116株（100.00%）
5株未満所有株主	94名（6.62%）	115株（0.00%）
5株以上所有株主	1,325名（93.38%）	15,463,001株（100.00%）

（注）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満をご所有の株主様94名（所有株式数の合計115株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問合せください。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	40,000,000株
変更後の発行可能株式総数	8,000,000株

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会の議題とすることなく行います。

(2) 変更の内容

当社定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>「発行可能株式総数」</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000</u>万株とする。</p> <p>「単元株式数」</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>「発行可能株式総数」</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>800</u>万株とする。</p> <p>「単元株式数」</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p>

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
本定時株主総会開催日	平成29年6月23日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株主併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。今回、当社では単元株式数を100株に変更することに併せて、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数（売買単位）を1,000株から100株に変更することとし、併せて、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

Q 4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は、株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,000株	1個	200株	2個	なし
例②	875株	なし	175株	1個	なし
例③	213株	なし	42株	なし	0.6株
例④	4株	なし	なし	なし	0.8株

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例③、④のような場合）は、端数のすべてを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対して、その処分代金を端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金は、平成29年12月上旬にお支払することを予定しております。

また、効力発生前の所有株式数が5株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により所有する全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問合せください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。

株式併合後においては、株主様のご所有株式数は株式併合前の 5 分の 1 となりますが、1 株当たりの資産価値は 5 倍となります。また、株価につきましても、理論上は、株式併合前の 5 倍となります。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特に必要なお手続きはございません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

具体的なスケジュールは、以下のとおり予定しております。

平成29年 6月23日 (予定)	定時株主総会
平成29年 9月27日 (予定)	100株単位での売買開始日
平成29年10月 1日 (予定)	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
平成29年10月下旬 (予定)	株主様へ株式併合割当通知発送
平成29年12月上旬 (予定)	端数処分代金の支払開始

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、株主様がお取引されている証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063	東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号	0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間	平日 9 時から 17 時 (土日・祝日を除く)

以 上